川口市監査公表１５号

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査を執行したので同条第９項の規定によりその結果を公表する。

平成３０年　７月　２日

川口市監査委員　　小　川　春　海
同　　星　野　隆　男
同　　柳　田　つとむ
同　　石　橋　俊　伸

監査結果報告書

第１　監査の概要

１　監査の対象及び理由

（１）監査の対象

選挙管理委員会事務局

（２）選定理由

公正で合理的かつ効率的な市の行政運営確保のため、違法、不正及び不当な事務事業の執行について指摘し、是正を図るとともに、組織及び運営の合理化の観点から必要に応じて意見を付し是正の検討を求めることを基本方針とし、監査年間計画を定め、実施した。

○前回監査期間　　平成 28 年 4 月 1 日　～　平成 28 年 4 月 27 日

２　監査の目的

重要リスクを念頭に、事務の執行が関係法令及び規程等に準拠し、適正で効果的かつ効率的に行われているか否かについて関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど監査手続きを通じて検証することを目的とする。

３　重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のように設定した。

重要リスク	監査の着眼点
⑴補助金等	ア　必要な手続きは行われているか イ　実績報告は形骸化していないか ウ　補助事業の効果の検証は行われているか
⑵契約事務	ア　安易な随意契約を採用していないか イ　同一時期に同一内容の分割契約はされていないか ウ　検査結果通知書・チェックシートは作成されているか
⑶財産管理	ア　台帳と現物の実地照合はされているか イ　返納手続きをせずに処分していないか ウ　備品現在高報告書の記入漏れはないか

４　監査の対象期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

５　監査の実施期間

平成30年 5月 1日～平成30年5月31日

６　監査の実施方法

重要リスク及び監査の着眼点に基づき監査項目を設定し、リスクの程度により試査又は精査による監査を実施した。

(1) 主な監査項目

ア　支出事務

(ｱ) 選挙管理委員会委員等の報酬

(ｲ) 事務従事者報償金

(ｳ) 旅費

(ｴ) 消耗品費

(ｵ) 人材派遣手数料

(ｶ) 選挙運動経費負担金

イ　契約事務

(ｱ) 衆議院議員総選挙に伴う公営掲示板設置等の委託契約

(ｲ) 仮設投票所等の賃貸借契約

ウ　財産管理

(ｱ) 備品管理

(ｲ) 郵便切手の受払い

第２　監査の結果

適正に執行されているものと認められた。

第３　意見

１　投票率向上のため、これまでも様々な啓発活動を実施しているところであるが、

今後、当市に比較して投票率が高い他市の取組み状況について情報収集に努めるほか、関連する部局及び機関との連携を図るなどして、投票率向上に向けた実効ある事業の実施を一層推進されたい。